

商学部 2007年度前期試験からの変更点

I. 定期試験等の不正行為による処分について、

以下のとおり変更する。特に下線太字の箇所が追加変更になった箇所なので、注意すること。

1 仮処分について

学生の不正行為が明らかになった科目について「当該科目無効」の仮処分を行う。

2 懲戒処分について

懲戒処分については、「停学」とし、不正行為の状況によって以下のとおりとする。

(1) 処分期間について

ア 有期停学（3ヶ月）

- (1) 他人の答案を写す行為
- (2) 机への試験に関する内容の書き込み行為
- (3) カンニングペーパーの持込み
- (4) 許可されていない書類等（辞書等を含む）の持込み

(5) 持込み許可されている辞書等への試験に関する内容の書き込み

(6) 携帯電話等を利用した不正行為

(7) 口頭、仕草等による解答内容の伝達

(8) 持ち込み許可物の貸借

(9) 答案用紙の持ち帰りや破棄

(10) その他、上記と同等程度の行為

イ 無期停学

(1) 代人受験

(2) 答案への偽名記入

(3) 答案用紙の交換

(4) 不正行為発覚後、試験監督者等へ抵抗をするような行為

(5) その他、上記と同等程度の悪質な行為

(2) 当該科目以外の科目の取り扱いについて

不正行為を行った学生が当該学期に履修した科目全てを削除とする。ただし、総合学際演習、商学専門演習を除く。

3 不正行為幫助者の処分について

不正行為幫助者が本学学生の場合には、上記1，2の処分を準用する。

Ⅱ. 解答用紙の学年、組、番号、氏名の記入について

必ずボールペンまたは油性ペンで記入すること。

理由：不正行為防止のため。

定期試験をする際には、必ずボールペンまたは油性ペンを持参すること。
忘れた場合は、やむをえないので、自分で持参した筆記用具を使用すること。特に試験時間中に他人からペンを借用しないこと。

Ⅲ. 解答用紙の裏面使用について

解答にあたって具体的な指示がない試験（記述式試験）の解答用紙については、原則として裏面の使用を可とする。（罫線がなくても記入してもよい。）

ただし、受験者が裏面を使用する場合は、表面の向きと逆向きに解答を記入する。（解答用紙の表面を上から下に記入した場合、裏面は表面が下だった方から記入する。）

裏面の使用を禁止する場合は、解答用紙または問題用紙に記載されているものとする。

Ⅳ. 持込み許可物について

以下のとおり定めることとする。ただし、2007年度は周知期間・準備期間とし、本格的運用は2008年度からとする。

- ① 持込みは「不可」を原則とする。
- ② どうしてもテキスト・資料・ノート・辞書などの持込みを許可したい場合は、許可するものを指定せずに、「すべて可」とする。ただし、その際も電子機器類の持込みは禁ずる。
- ③ 電卓の使用を許可したい場合は、計算機能専用の電卓のみを持込み「可」とすることができる。（携帯電話の電卓機能は不可。）
- ④ 語学の試験（再履修科目を含む）に関しては、一切の持込みを「不可」とする。上記②は適用されない。

以上

2007年7月3日

明治大学商学部